

⑧ 各科主任の廃止

昭和十八年三月、本校教育事務分掌規程を改正し、各科主任を廃して理事のみとし、教育並びに訓育に関する事務各課と連絡して生徒の指導監督等を掌らせることとした。また、学科主任、理事を廃止した。

⑨ 文庫委員規定制定

同年同月、文庫委員規定を設け、収蔵図書、標本の選定、整理、保管等の事務に従事させることとした。

⑩ 高等師範学校卒業生者服務規則廃止

同年四月一日、文部省令第七号高等師範学校及び女子高等師範学校規程改正により、大正十年制定の文部省令第二十九号高等師範学校卒業生者服務規則は廃止された。

⑪ 専門學校教育刷新と本校

昭和十八年五月、戦時体制に即応すべく教育刷新充実ということが急務とされた折りから、文部省は本校校長に対し、数項目にわたって意見の陳述を求めた。左記はその意見書の控え（昭和十八年一月文部省往復書類^{庶務}）であるが、学校の概況を知る参考になる。

専門學校教育刷新充實ニ關スル件

一、當校教育ノ目標並ニ性格ニ關スル件

一、本校ハ美術家ノ養成ヲ目的トスル本邦唯一ノ官立學校ニシテ本科ヲ分チテ日本畫科、油畫科、彫刻科、工藝科及建築科ノ五トシ更ニ彫刻科ヲ塑造部、木彫部ノ二ニ工藝科ヲ圖案部、彫金部、鍛金部、鑄金部、漆工部ノ五ニ分ツ。コノ他別ニ中等學校其他ノ藝能科圖畫、工作、書道ヲ擔當スベキ教員ノ養成ヲ目的トスル修業年限四ヶ年ノ師範科アリ

各科各部ニ於ケル主ナル科目ノ教授要目ハ別冊ノ如シ「現存セザル——編者註」之ニヨリテモ知ラル、如ク我邦ノ傳統的技法ヲ修得シ更ニ自己ノ創意ヲ出シテ國威ヲ海外ニ宣揚スベキ皇國ノ美術家タラントスルモノニ對シ其基礎的修練ヲ行フニハ五ヶ年ヲ以テスルモ猶且ツ修業年限ノ不足ヲ感ゼザルヲ得ズ如何ニ指導ノ方法ヲ更ムルモ三年ニ短縮シテ所期ノ成績ヲ擧クルコトハ到底不可能ナリ

師範科ハ從來三年制ナリシモ時世ノ進運ニ伴ヒ學習内容漸ク複雑トナリ到底此短期間ニテハ所期ノ目的ヲ達成シ得ザルヲ以テ久シキニ亘リ年限ノ延長ヲ要望シナガラ容易ニ實現ヲ見ルニ至ラザリシモ多年ノ宿望漸ク叶ヒ昨昭和十七年度ヨリ修業年限ヲ一ヶ年延長シテ四ヶ年ニ改ムルヲ得タルモ昇格セル新制師範學校（昭和十八年三月、從來年限二年ノ中等學校として取り扱われていた師範學校は専門學校程度へと昇格した——編者註）ノ指導者ヲ養成スルニハ少クモ更ニ一ヶ年ノ増加ヲ必要トスルニ至レリ